

養父市市有林 J-VER 販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、養父市が養父市市有林森林管理プロジェクトにより取得したオフセット・クレジット（以下「養父市 J-VER」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集等)

第2条 市長は、養父市 J-VER の販売について、市ホームページ等により募集するものとする。

2 養父市 J-VER の販売は、市が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(購入の申請)

第3条 養父市 J-VER の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、養父市 J-VER 購入申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる事業者等は、申請の対象外とする。

(1) 養父市暴力団排除条例（平成25年養父市条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団密接関係者

(2) その他この事業の適正な実施ができないと認められる事業者等

2 市長は、前項による申請があった場合で必要と認めるときは、購入希望者から養父市 J-VER の使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 最低販売量は1トン（t-CO₂）とし、1トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、先着順に申請内容を審査の上、養父市 J-VER の使用に関する妥当性について確認し、購入者を決定する。

2 市長は、前項の規定により購入者を決定したときは、決定した購入希望者に対し養父市 J-VER 売払通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(購入代金の納付)

第5条 購入者は、養父市 J-VER の購入代金を、市が指定する期日までに、市の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(養父市 J - V E R の移転)

第6条 市長は、購入代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット（J - V E R）登録簿の操作により市の保有口座から購入者が指定する口座へ購入したオフセット・クレジット（J - V E R）の移転を行うものとする。

2 市長は、購入者が口座を保有しないとき及び口座を指定しないときは、オフセット・クレジット（J - V E R）登録簿上のクレジットについて無効化を行い、気候変動対策認証センターに対して無効化証明書の発行を依頼するものとする。

(報告)

第7条 市長は、購入者に対して、養父市 J - V E R の使用内容についての報告を求めることができる。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入した養父市 J - V E R の使用内容について、市長に報告しなければならない。

(販売の委託)

第8条 市長は、養父市 J - V E R の販売に係る業務を委託することができる。

(裁判管轄)

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、兵庫県養父市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 この要領に定めない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。